

建築物防災週間（令和4年度春季）実施要領細則

島根県

1 目的

毎年地震、出水、がけ崩れ等の自然災害による建築物の被害はもとより、火災、事故等により多くの人命が失われている実状に鑑み、広く一般住民を対象に建築物に関する防災知識の普及に努めるとともに、防災・維持保全関係法令及び制度の周知徹底等を図り、もって建築物の防災対策の推進に寄与することを目的とする。なお、この細則は、松江市及び出雲市の区域以外に適用する。

2 実施期間

令和5年3月1日(水)～令和5年3月7日(火)

3 事業内容

(1) 建築物防災相談所の開設

県建築住宅課、各県土整備事務所(松江・雲南・県央・浜田・益田)及び隠岐支庁県土整備局に建築物防災相談所を開設し、建築物の防災対策及び耐震改修の相談に応じるとともに防災について啓発し、指導する。

(2) ポスターの掲示

県庁舎、松江合同庁舎、雲南合同庁舎、川本合同庁舎、浜田合同庁舎、益田合同庁舎、隠岐合同庁舎及び各市町村並びに関係機関等の人目につきやすい場所に掲示する。

(3) 懸垂幕等の掲示

県庁舎、松江合同庁舎、雲南合同庁舎、川本合同庁舎、浜田合同庁舎、益田合同庁舎及び隠岐合同庁舎に懸垂幕等を掲示する。

(4) 報道機関への報道依頼

新聞、テレビ等を通じて建築物防災週間の運動の趣旨を報道する。

(5) 建築関係機関への協力依頼及び通知

消防署及び島根県建築住宅施策推進協議会(第二専門部会：10団体)へ建築物防災週間の趣旨を通知すると共に、一般への啓発、指導等の協力を依頼する。

(6) 防災査察等の実施

防災査察については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から原則中止とする。

但し、次の項目の全てに該当する場合に限り、実施できるものとして慎重に検討すること。

- ・真にやむを得ない場合（消防署からの情報提供があった場合または定期報告で著しく状況が悪いと判定された場合で、かつ特に緊急で査察を要する場合）
- ・所有者等の同意を得た場合
- ・「3密」の回避の徹底

なお、実施する場合、隠岐支庁県土整備局及び各県土整備事務所(出雲を除く)は、建築物防災週間に、管轄区域内の消防署と緊密な連絡のうえ、特殊建築物等の査察を実施する。

(7) フォローアップ調査等の実施

吹付けアスベストの飛散防止対策に関する使用実態の把握及び引火性溶剤を用いるドライクリーニング業を営む工場の実態把握を電話等による聞き取りにより実施する。

4 重点事項

(1) 住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進

平成30年4月に発生した島根県西部地震では最大震度5強を観測し、大田市を中心に多くの家屋に被害があった。さらに、最大震度7を記録した東日本大震災や熊本地震が発生しており、近い将来、南海トラフの海溝型巨大地震や首都直下地震等の発生が懸念されるなど、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にある。

このため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断を行っていない既存耐震不適格建築物の所有者等に対し、速やかに当該建築物の耐震診断を実施するよう強力に指導するとともに、耐震診断の結果倒壊する危険性が高いとされた既存耐震不適格建築物の所有者等に対し、耐震改修の速やかな実施を強力に指導する。

また、住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等の助成事業活用の検討を促し、耐震対策の推進に努める。

住宅については、(一財)日本建築防災協会発行のパンフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」等を活用し、県民への啓発・指導に努める。

(2)建築物に附属する塀(ブロック塀や組積造の塀)の安全対策の推進

地震による塀の倒壊は、死傷者を生じるおそれがあるばかりではなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障をきたすおそれがあり、その安全対策は重要である。

平成30年の大阪府北部を震源とする地震においては、大阪府内でブロック塀等が倒壊し、2名の犠牲者が発生している。建築物に附属する塀について、基準に適合しないブロック塀等が、地震時に倒壊して大きな被害が発生することを防ぐため、所有者等への注意喚起及び危険なブロック塀の改善指導等を行い対策の推進を徹底する。

(3)屋根の強風対策の推進

近年の台風被害を踏まえて、令和2年12月7日に建築基準法の告示基準(昭和46年建設省告示第109号)が改正され、「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に準拠したガイドライン工法が建築基準法の告示基準に位置付けられることとなった。令和4年1月1日より、新築時の全ての建築物の屋根瓦を緊結する必要がある。

既存住宅・建築物についても、屋根の耐風性能が十分でないおそれのある住宅・建築物は強風時に周囲の建築物に被害を及ぼすおそれがあるため、新たな告示基準に適合したものとなるように強風対策について周知を行う。

(4)建築物の耐雪対策の推進

令和3年1月に北日本から西日本の日本海側を中心に断続的に強い雪が降り、普段雪の少ない地域でも積雪となったところがあった。平成26年2月の豪雪被害を踏まえて、告示基準(平成19年国土交通省告示第594号)を改正しており、平成31年1月より多雪地域以外の区域にある建築物についても、大スパン緩勾配等の屋根を有する場合には、積雪後の降雨を見込んで割り増した積雪荷重により構造計算を行う必要がある。

既存住宅・建築物についても、積雪荷重による倒壊のおそれがあるため、新たな告示基準に適合したものになるよう耐雪対策について周知を行う。

(5)エレベーターの地震対策の推進

過去の地震による被害等を踏まえ、エレベーターの閉じ込めや故障・損傷の抑止のための対策として建築基準法令の規定で、一定の事項が義務付けられている。(平成31年4月2日付け国住指第4294号参照)

この基準について既存不適格となっているエレベーターについて、閉じ込めや故障・損傷の抑止のために積極的な地震対策の推進を行う。

また、平成30年の大阪府北部を震源とする地震を踏まえ、エレベーターのかご内に、簡易トイレや非常飲料水などを備蓄した防災キャビネットの設置を推進する。

(6)屋外階段に対する安全対策の推進

令和3年4月17日、東京都八王子市の木造3階建て共同住宅において、屋外階段の落下による死亡事故が発生した。このような事故を未然に防ぐため、木造の共同住宅における屋外階段に置いて劣化のおそれがあるような事象が確認された際には、所有者等に対し、定期的な点検や必要に応じた建築士等専門家による詳細調査を実施し、有効な防腐処理を施すなどの対策が施されるよう、指導する。

(7) 吹付けアスベストの飛散防止対策に関する使用実態把握の徹底

吹付けアスベストの飛散防止対策については、対策状況について未報告の建築物や対策未実施の建築物が一定数残っていることから、所有者等が不明の建築物について所有者等の特定に努めるとともに、未報告の建築物の所有者等に対する報告の督促、問題がある建築物の所有者等に対する建築基準法第9条及び第10条に基づく是正指導を徹底する。

また、既存建築物が空き家となった場合は当該建築物等の所有者に対し適正な維持保全を求めるほか、危険性が高い建築物については当該施設の使用を停止させる。

(8) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る用途規制違反の是正促進

国は用途規制違反について、平成22年度以降「引火性溶剤を用いるドライクリーニング業を営む工場の実態調査」を行ってきたが、一定期間調査したことにより違反建築物の件数やその対応状況の実態把握ができたことから、令和3年度をもって終了。

一方で、県は当該工場に係る用途規制違反が解消されていない事案もあることから、防災週間において、引き続き実態を把握するとともに適切な是正指導を行い、その解消を促進する。

(9) 既存建築物に対する適正な維持保全と定期報告の徹底

近年、外壁タイル、ひさし、外部廊下、天井、サッシ、看板及び看板メンテナンス用の梯子などの落下や電気給湯器の転倒、防火シャッター、昇降機などを巡る事故など、既存建築物に関する事故が発生している。

このような事故を未然に防ぐためにも、適正な維持保全や定期報告の実施は重要であり、建築物等の所有者等に広く周知する。

定期報告については、平成20年の建築基準法の一部改正等により、調査・検査の項目、方法及び結果の判定基準が明確化された。そこで、特に、未報告の所有者等に対して、法令遵守の必要性、報告期限等について具体的に説明し、報告の督促を行う。

また、平成28年6月に見直しされた制度の周知に努める。

5 関連措置

(1) 被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に行われるよう、一般市民に対してその概要について普及啓発を図る。

また、建築技術者に対して、毎年開催している応急危険度判定講習会の受講を促す。

(2) 建築基準法第15条第1項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出の機会等をとらえ、解体工事の施工者等に対して、「建築物の解体工事における外壁等の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて(平成15年7月3日付け国総建103号、国住防第3号)」等により、危険防止対策の徹底を指導する。

(3) 住宅防火対策の推進については、「住宅防火対策基本方針」(平成3年5月10日付け建設省住指発第175号)、「住宅防火対策の推進について」(平成8年7月8日付け建設省住指発第270号)及び「住宅防火基本方針」(平成13年4月1日 消防庁)に従い、確認申請書等の申請者等に対して住宅防火対策の必要性、内容等の周知を図る。

6 報告及び結果措置

各種報告はそれぞれ以下により土木部建築住宅課まで報告する。

(1) 防災査察の結果、防災上重要な欠陥又は是正箇所のある建築物について、土木部建築住宅課から当該建築物の所有者又は管理者に対し改善指示を行う。

なお、当該改善指示を行うにあたり、事前に土木部建築住宅課長と隠岐支庁県土整備局長又は県土整備事務所長で十分協議する。

(2) 防災査察の結果及び各種取り組み並びに広報活動等の実施報告は、別記様式1～4及び別紙2、3により令和5年3月20日(月)までに土木部建築住宅課建築物安全推進室まで報告すること。

